

第1回恵庭市史編さん委員会 次第

平成26年3月26日（水）14時より／301・302会議室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 市長挨拶
4. 自己紹介
5. 新しい恵庭市史編さんの概要について
6. 会長・副会長の互選について
7. 協議
 - （1）新しい恵庭市史編さん要領・編さんの基本方針について
 - （2）今後のスケジュールについて
 - （3）その他
6. 閉 会

新しい恵庭市史編さん事業概要

1. 市史編さんの目的

恵庭の歴史を記録・保存し、広く理解してもらうため、昭和54年に発刊した「恵庭市史」は、昭和53年までの史実が記載されています。しかし、その後の埋蔵文化財発掘調査や市民団体の調査・研究により様々な新しい史実の発見があり見直しが必要です。また、昭和53年以降の恵庭市の歴史を記述した書物等はなく、新たな歴史を書き加える必要もあります。このことから、正確な歴史を後世に伝えていくための新しい市史を編さんします。なお、完成年度は市制施行50周年である平成32年度とします。

2. 実施形態

市史編さん事業の実施方法については、

- ② 市が主体となって、「編さん委員会」「編集委員会」「監修者」を置き、執筆・編集する方法
- ② 歴史・郷土史研究者で編集チームをつくり、監修者をおいて寄稿を含め執筆編さんする方法
- ③ 市史編さん業務に精通した民間業者に委託する方法

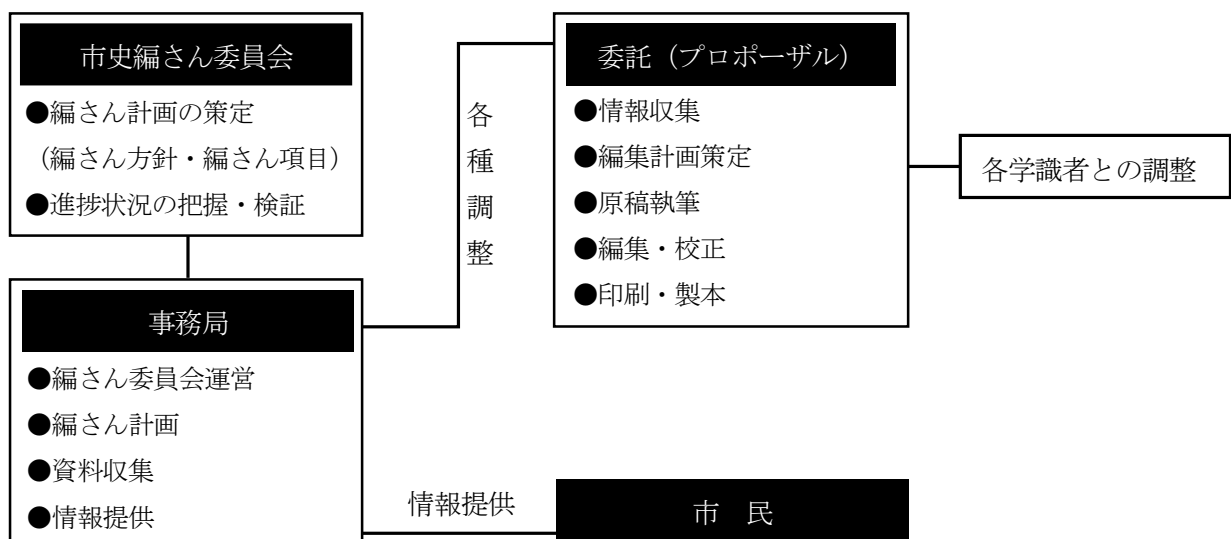
などが想定されます。これらに関してさまざまな視点から比較検討し、③の委託方式が効率的であるとの結論に至りました。なお、委託業者の選定については指名型のプロポーザル方式を採用します。

③ を選定した主な要因

市史編さんの中で、特に編集業務については、執筆・寄稿・各分野の学識者の調整など、特殊なノウハウと人材等のネットワークが必要です。また、完成年度までの継続性の確保も重要です。このことから、編集業務については委託で行うことが効率的と考えます。

3. 恵庭市史編さん委員会の役割

市史編さん委員会では、市史編さんに関する市の基本的な考え方を定めます。具体的には編さん方針や編さん項目などについて審議します。また、編さん業務が市の方針に沿っているか、計画通り進捗しているかなどの確認・検証を行います。



○恵庭市史編さん委員会条例

昭和48年3月26日

条例第15号

(設置)

第1条 恵庭市の沿革および市民生活の歴史的発展に係る史実の編集に関する方策を定め、これを推進するため、市長の附属機関として恵庭市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じてつぎの事項を調査審議し、または意見を具申するものとする。

- (1) 市史編さんの方針と方法
- (2) 資料の収集と内容審査
- (3) 資料の保存
- (4) その他市史編さんに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織し、市長が委嘱する。

(会長および副会長)

第4条 委員会は、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(市長への委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市史編さん委員会 委員

（順不同）

N0	委員氏名	所 属 等	備考
1	北 越 俊 二	恵庭市副市長	
2	畑 宏 明	カリンバ遺跡整備計画策定委員会会長	
3	曾 根 理 之	恵庭市教育委員会委員長	
4	中 泉 澄 男	恵庭商工会議所会頭	
5	高 橋 義 則	道央農業協同組合理事	
6	宮 田 寛	恵庭土地改良区理事長	
7	村 上 利 雄	恵庭昭和史研究会	
8	江里口 英 子	日中友好協会女性会	
9	山 口 洋 一	有識者	
10	平 中 宏 幸	有識者	

恵庭市史編さん委員会事務局
 企画振興部 企画・広報課

新しい恵庭市史編さん要領（案）

1、 資 料 収 集

- （１） 全庁的な協力体制を構築し、資料提供、情報提供を求める。
- （２） 史料調査、市民からの聞き取りを行う。
- （３） 個人のプライバシーには十分に配慮する。
- （４） 既存資料のデータ化により検索を容易にする。

2、 執筆協力体制の確立

- （１） 各分野ごとに必要に応じ担当者を決める。
- （２） 専門領域については研究者、機関などに協力を求めている。
- （３） 郷土史、地域文化などの領域については、市民の参加を積極的に求めている。

3、 市民との協力

- （１） 市史編さん事業の意義を広報し、市民に理解を求め、資料提供、聞き取りなどに協力を呼びかける。
- （２） 市のホームページや広報誌で、コラムの掲載など市史編さんの周知を図る。

4、 読みやすい市史の作成

- （１） 活字のポイントの工夫や、写真・図版などの活用で、読みやすいものとする。
- （２） 子どもからお年寄りまで、多くの市民に親しみやすい表現に努める。
- （３） ビジュアル版（例：「図説恵庭の歴史」）の発刊については、市史本体とは別に作成について検討する。

5、 編さん推進計画の策定

- （１） 市史編さん委員会の協議を踏まえ、編さん推進計画を策定しながら編さんを進める。
- （２） 事務局は実務を進めるに当たって、随時編さん委員会に状況を報告し、意見を求めている。

新しい恵庭市史の編さんの基本方針(案)

1、 目 的

歴史は、人々が生きいきと活動している姿であり、その経緯はやがてきえてしまう。この消え行くものを対象化し、記述・記録することで、歴史として残されていく。

日々刻々と変化する世相の中で、種々の考えが生じ、何時どのような選択をしたのか、その時々の人々の躍動が、時代の流れと、地域の風土にあった文化を生み出してきた。

だから歴史は、その地域の文化の歩みを計る有力な指標のひとつで、そのまちやそこに住む人を理解する近道でもある。

市にとっても、歴史を叙述していくことは重要な施策のひとつであり、このことから「恵庭市史」という歴史書を昭和54年に編さん発刊した。しかし、その後数十年の経過の中で、市としてのめざましい変遷や新しい市民の暮らしを記述していく必要が生じている。

これらの記述・記録含め、「恵庭市史」を基本とした新しい歴史書の編さんをする 것을目的とする。

また、平成32年の市制施行50周年の記念事業として「新しい恵庭市史」の刊行を計画する。

2、 基 本 方 針

- (1) 市史は、恵庭の歴史を学ぶことにより現在を見つめなおし、先人の経験と知恵を生かして未来を展望するための、メッセージを発してくれるものを目指す。
- (2) 恵庭市史を引き継ぐ考えで、市制施行後の変遷の状況を記述するなど、平成32年までを目途とした内容で編さんする。
- (3) 市民のための市史であり、市民の理解と協力を得ながら、広く市民に親しまれるように、文書表現は平易であることを心がける。
- (4) ふるさとの歴史について子どもも含め広く理解を図るため、学問領域の研究者の参加も求め、学術的に高い水準なものを目指す。
- (5) 行政史に陥らず、社会、経済など多角的な視点も含め、地域や時代の推移の中で市民が果たしてきた役割を明らかにする。
- (6) 記述は具体性、客観性を持たせるとともに、最新の研究成果を盛り込む努力をする。

3、 推 進 体 制

- (1) 市長委嘱で編さん委員会を設置し、市史の企画、監修及び資料収集・調査研究事項の調整を行う。
- (2) 市史編さん事業を専門に所管する担当を企画振興部に設置し、事業の基本方針(案)及び事業計画(案)の作成・進行管理、史料調査・研究、市史編纂委員会の開催及び議事録作成、その他市史編纂に係る事務を所掌する。
- (3) 市史の編さんのため、市史担当者は史料調査・研究、古文書及び公文書の収集ならびに整理、情報発信、刊行物の編さんを所掌する。
- (4) 市史編さん庁内連絡会議を設置し、調査研究の支援と協力、公文書の調査、文化財・遺跡・民具・自然等の調査及び地域資料・参考調査等の協力を行う。この会議は、必要に応じ要綱において設置し、関係部署の職員で構成する。

今後のスケジュール

年度	事務局・編さん委員会	委託業者
H25	平成 26 年 3 月 26 日 第 1 回恵庭市史編さん委員会 ・委嘱状交付 ・事業概要の説明 ・今後のスケジュールについて	
H26	5 月中旬 第 2 回市史編さん委員会 ・市史編さん方針について 5 月下旬 市史編さんプロポーザルの案内 6 月上旬 説明会 6 月中旬 ヒヤリング・プレゼン 6 月下旬 受託者選定・契約 1 2 月 第 3 回市史編さん委員会	構成・目次等の決定 情報収集、調査、研究、各分野人材の調整
H27	委員会（年 3 回程度）～把握・検証	調査、研究、執筆調整、編集
H28	委員会（年 3 回程度）～把握・検証	調査、研究、執筆調整、編集
H29	委員会（年 3 回程度）～把握・検証	調査、研究、執筆調整、編集
H30	委員会（年 3 回程度）～把握・検証	調査、研究、執筆調整、編集、校正
H31	委員会（年 3 回程度）～把握・検証	調査、研究、執筆調整、編集、校正
H32	委員会（年 3 回程度）～把握・検証	編集、校正、印刷製本、データ化、完成

【平成 26 年度】

- 5 月中旬に開催予定の第 2 回委員会にて、市史編さん要領及び市史編さん方針を決定する
- 要領・方針が決まり次第、それに基づく仕様書等を作成し、プロポーザルを実施
- 6 月下旬に委託業者選定後、事務局・業者間で市の方針等に基づき打ち合わせ等を行う
(業者との打ち合わせは必要に応じ随時行う)
- 7 月以降、委託業者が作業工程等を作成。スケジュールに沿い、編さん委員会の開催時期を検討。
- 第 3 回編さん委員会の開催は 1 2 月を予定しているが、委託業者の作業工程により開催時期が前後する可能性がある
- 第 3 回編さん委員会での協議事項は、「市史の構成」「目次等の決定」を想定

【平成 27 年度以降】

- 平成 27 年度以降の委員会の役割は、進捗状況の把握と当初方針に沿っているかなどの検証が主である
- 委員会開催時期は、進捗状況を把握し適切な時期に開催する